

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

631号 2014

「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」 オープンしました



平成26年8月2日、JR草津駅前の商業施設「エルティ932」の3階に女性の就業を支援する窓口として「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」を開設しました。

開所式では、野田滋賀労働局長、三日月知事、橋川草津市長、赤堀県議会議長がテープカットと看板の除幕を行いました。

「滋賀マザーズジョブステーション」は、働きたい、キャリアアップしたい、そんな女性をサポートする応援窓口です。

平成23年10月より近江八幡市の県立男女共同参画センターで運営していますが、今回新たに県内2か所目として、草津駅前に開設しました。県と滋賀労働局がそれぞれの特性を活かし、就労にいたるまでの個別相談やアドバイス、保育情報の提供、求人情報の提供や職業紹介などを行っています。

8月4日から業務を開始していますので、お気軽にご利用ください。

滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前

利用時間 午前9時～午後5時まで(受付午後4時まで)

休所日 土日祝日、年末年始

総合受付・マザーズ就労支援相談コーナー

TEL 077-598-1480

ハローワーク職業相談コーナー

TEL 077-598-1486

目次

- 表紙 滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前オープン
- P2 10月は「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」です
労働安全衛生法が改正されます
- P3 企業子育て応援隊事業フォーラム開催案内
次世代育成支援対策推進法の延長・新たな認定制度の創設
- P4 パートタイム労働法が変わります
- P5 障害者雇用優良事業所等表彰
- P6 在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内
2017年度ポリテクカレッジ滋賀学生募集
- P7 「ビジネスの基本力 研修」の開催
企業の皆さまからの求人をお待ちしています
- P8 ジョブ・カード制度とキャリアアップ助成金の説明会について
内職求人情報の募集
- P9 労働委員会だより
- P10 労働相談Q & A
- P11 平成26年賃金交渉調査の結果概要
- P12 11月は「仕事と生活の調和推進月間」です
産業保健に関する無料セミナー・相談支援事業のお知らせ

10月1日から10月7日は全国労働衛生週間です

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

職場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動を促進しましょう！



10月は「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」です!

小規模企業を中心とする中小企業(“ちいさな企業”)は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしており、滋賀の経済や社会が今後も発展していくためには、その主役である“ちいさな企業”の活性化が不可欠となっています。

そこで、10月を「滋賀の“ちいさな企業”応援月間」と定め、様々な関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動を積極的に実施します!

滋賀県が実施する主な事業

『滋賀の“ちいさな企業”元気フォーラム』

日時:平成26年10月16日(木) 13時～
場所:滋賀県立男女共同参画センター

『滋賀の女性経営者フォーラム』

日時:平成26年10月28日(火) 13時～
場所:ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

『マッチングセミナーin長浜』

日時:平成26年10月23日(木) 13時30分～
場所:長浜バイオ大学

- 上記の各フォーラム・セミナーと同時に、中小企業の方々を対象とした専門家による「相談会」も開催しますので、是非、ご参加ください!
- また、上記の事業以外にも関係団体が、月間期間中に様々な事業を実施しますので詳細については、滋賀県のホームページをご覧ください! 下記へお問い合わせください!

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

TEL:077-528-3733 FAX:077-528-4871

メール:fb00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/>

～労働安全衛生法が改正されます～

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、6月25日に公布されました。

項目ごとに施行時期が異なります。施行日や詳細については、今後随時更新される厚生労働省のホームページでご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/an-eihou/index.html

【改正法のポイント】

1. 化学物質管理のあり方の見直し

一定の化学物質について、事業者にリスクアセスメントを義務付ける。

2. ストレスチェック制度の創設

- ・医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者に義務付ける(ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務)。
- ・事業者は、ストレスチェックの結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、適切な就業上の措置を講じることを義務付ける。

3. 受動喫煙防止対策の推進

労働者の受動喫煙防止のため、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。

4. 労働安全衛生法第88条第1項の廃止

一定規模以上の工場などで機械の新設・変更などを行う場合の事前の計画の届出を廃止する。

5. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定などの義務付け

一定の石綿(アスベスト)作業、トンネル工事、化学物質の取扱い作業で着用が義務付けられている「電動ファン付き呼吸用保護具(防じんマスク)」について、構造規格を定め、型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

※上記のほか、重大な労働災害を繰り返す企業への改善指示制度の創設や、日本国内に事務所を持たない企業も労働安全衛生法に基づく検査・検定機関として認めるための改正が行われます。

施行日:公布日(6月25日)から、1は2年以内、2は1年6か月以内、3は1年以内、4・5は6か月以内(具体的な日付は、政令で決定されます)

お問い合わせ先

滋賀労働局労働基準部健康安全課

大津市御幸町6番6号

TEL.077(522)6650

滋賀県企業子育て応援 フォーラムを開催します

参加
無料

少子高齢化により将来の我が国を支えるべき人口の減少が進む中、今や「子育てや介護と仕事を両立させていける環境」を整えることが、社会全体で取り組まなければならない課題となってきています。

特に子育て世代の人が、子を産み育てながらも安心して仕事に復帰できる社会を実現するために、企業と

従業員が手を組んで子育てを支援する職場環境を創り出すにはどうすればいいのか。

本フォーラムは「子育て」と「職場環境」にスポットを当て、「仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランスと子育て支援」を考えます。是非ご参加ください。

◇日時 平成26年11月7日(金)

13:30～16:35

◇会場 クサツエストピアホテル

JR草津駅から徒歩3分

◇定員 150名

◇申込方法

所属・氏名・連絡先を記入の上、滋賀県社会保険労務士会までFAX(077-526-1800)してください。

◇プログラム

第1部 基調講演

講師 NHKアナウンサー **武内陶子氏**

91年NHK入局。朝のニュースのキャスターなどを経て、2003年には第54回紅白歌合戦総司会も担当。現在は官兵衛紀行の語りや、「うまいっ!」「100分de名著」司会など幅広く活躍。3人娘の母でもある。

第2部 企業の好事例発表(2社)

第3部 パネルディスカッション

テーマ「男女が協力しやすい職場環境づくりのために」



お問い合わせ先

滋賀県社会保険労務士会 TEL 077-526-3760

【この事業は滋賀県の委託を受けて実施しております】

次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、 新たな認定制度が創設されます!



「子育てサポート企業」の証 愛称:「くるみん」

次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。

これに基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、更に子どもが健やかに生まれ、育成される環境を改善し、充実させることが必要なことから、**次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため次世代法が改正されました。**

改正のポイント

ポイント①

法律の有効期限の延長
(平成26年4月23日施行)

法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

このため、一般事業主行動計画の策定義務期間も延長されます。

(従業員101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務)

ポイント②

新たな認定(特例認定)制度の創設
(平成27年4月1日施行)

現行の「くるみん認定」のほか、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定(特例認定)制度が創設されます。特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

お問い合わせ先

滋賀労働局雇用均等室

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階

TEL: 077-523-1190 FAX: 077-527-3277

パートタイム労働法が変わります

平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

◎主な改正のポイント

・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大(法第9条)

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

<現行>

- (1) 職務の内容が正社員と同一
- (2) 人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3) 無期労働契約を締結している



<改正後>

- (1)(2)に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、正社員との差別的取扱いが禁止される

例えば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者が、職務の内容も人材活用の仕組みも正社員と同じであるにもかかわらず、正社員には支給されている各種手当の支給対象となっていない場合には、正社員と同様に支給対象となることが考えられます。

・「短時間労働者の待遇の原則」の新設(法第8条)

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

・パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設(法第14条第1項)

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。パートタイム労働者から説明を求められたときの説明義務(法第14条第2項)と併せて、パートタイム労働者が理解できるような説明をしていく必要があります。

・相談窓口の周知(施行規則第2条)

パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」*が追加されます。

*相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など

【文書などによる明示事項】

<労働基準法で義務づけている項目> 契約期間、仕事の場所・内容など

<パートタイム労働法で義務づけている項目> 昇給、賞与、退職手当の有無、相談窓口

◎パートタイム労働法に関するお問い合わせ先

滋賀労働局雇用均等室 Tel 077-523-1190

パートタイム労働法の改正は「パート労働ポータルサイト」でも情報を提供しています <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター 滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決
- ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③ 早期解決
- ④ 毎週土曜日開催で利用しやすい
- ⑤ 安い費用(3,240円)で解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00~17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00~17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

平成26年度障害者雇用優良事業所等表彰

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、例年9月の障害者雇用支援月間に障害者ワークフェアしがを開催し、障害者雇用優良事業所および優秀勤労障害者等の表彰を実施しています。

今年度は、9月10日(水)にピアザ淡海(大津市)で開催し、下記の皆様が受賞されました。

1 滋賀県知事表彰

(1)障害者雇用優良事業所

株式会社なんてん共働サービス (湖南市)

(2)障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体・個人

働き・暮らしコトー支援センター (彦根市)

(3)優秀勤労障害者

福永 光宏 (東近江市) パナソニックアソシエイツ滋賀(株)勤務
 國枝 伸弘 (湖南市) 住友電工プリントサーキット(株)水口事業所勤務
 山本 由雄 (甲賀市) (株)木元産業勤務
 七里 勇也 (彦根市) タカタ(株)愛知川製造所勤務
 他2名

(4)チャレンジドWORK推進事業所

滋賀段ボール工業株式会社 (甲賀市)
 大日本スクリーン製造株式会社彦根地区事業所 (彦根市)
 有限会社トヨテック (高島市)



介護事業所での就労情景
 ((株)なんてん共働サービス)



(有)トヨテックにて就労中

2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

(1)障害者雇用優良事業所

島津プレジジョンテクノロジー株式会社 (大津市)
 株式会社サンコープラスチック滋賀工場 (高島市)

(2)優秀勤労障害者

川端 透 (長浜市) 長浜キャノン(株)勤務
 小野 純子 (京都市) (株)滋賀銀行本店営業部勤務
 中畑 有紀 (野洲市) (株)滋賀銀行本店営業部勤務
 今村 誠 (草津市) エームサービス西日本(株)勤務
 和田 脩 (栗東市) カルビー・イートーク(株)勤務
 山口 高司 (長浜市) Y. K 製作所勤務
 他1名

なお、9月8日には東京で下記の方々表彰を受けられました。

☆厚生労働大臣表彰(優秀勤労障害者)

久保 啓司 (草津市) (株)滋賀銀行 勤務
 林 啓介 (彦根市) 長浜キャノン(株) 勤務

(敬称略)

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 077-528-3758
 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀高齢・障害者雇用支援センター 077-526-8841

在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練(技能向上セミナー)を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆県が開催するコース

- 機械系(普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など)
- 電気系(第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など)
- 建築系(JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど)
- 制御系(有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など)

◆(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

滋賀職業能力開発促進センター(ポリテクセンター滋賀)(平成26年11・12月分)

- 機械系(実験計画法を活用した生産プロセスと品質の改善、実践機械設計技術(2次元設計)、設計ツールを活用した製品設計技術(部品設計編)・(構想・組立設計編)、製造技術者のための油圧実践技術、エレクトロハイドロ技術(比例制御弁編)、旋盤によるねじ切り加工技術、フライス盤精密加工技術、破壊事例に学ぶ:疲労強度設計、製造現場における工程管理技法と改善)
- 電気・電子系(デジタル回路設計技術、有接点シーケンス制御の実践技術、制御盤製作のための実践的技術、実践的PLC制御技術、PLCによる電気空気圧応用制御、FAシステムにおけるPLCネットワーク活用技術、電気系保全実践技術)

滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)(平成26年11月～27年3月分)

- 機械系 設計・開発(設計者のための機械加工技術、サーフェスを活用した製品設計)
- 加工・組立(切削技術の実践)
- 電気・電子系 設計・開発(機械制御のためのマイコン実践技術)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ滋賀)
所在地	米原市岩脇 411-1	草津市青地町 1093	大津市光が丘町 3-13	近江八幡市古川町 1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar		http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html	

2017年度 学生募集

「目指せ！ 一流のテクノロジスト&匠」

- 募集定員 3科65名(生産技術科20名、電子情報技術科25名、住居環境科20名)
- 応募要件 平成27年3月高等学校卒業予定者等で学校長が推薦する者
- 入試日程 推薦入試(専願制): 11月1日(土)(願書受付 10月1日～10月17日)
推薦入試(併願制): 11月15日(土)(願書受付 10月20日～11月6日)
- お問い合わせ 滋賀職業能力開発短期大学校(愛称:ポリテクカレッジ滋賀)
〒523-8510 近江八幡市古川町1414 学務係 TEL0748-31-2254

「ビジネスの基本力 研修」

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

『働くあなたの元気を応援！』滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く従業員の皆様にスキルアップの場を提供しています。現場の最前線で頑張っておられる皆さんを対象に、職場で仕事を円滑にこなせるたくましい社員を目指して「ビジネスの基本スキル」を強化していただきます。

主催	滋賀県		
日時	平成26年11月12日(水) 9:30~16:30		
会場	滋賀県東近江合同庁舎 3C会議室		
内容	言葉遣い、基本動作、電話対応等のビジネスマナーの基本を再確認 対話力、報連相のスキルを身につけコミュニケーション能力を強化		
講師	(株)アーテック・ジャパン講師 土居佐和子 氏		
対象	中小企業で働く若手社員から中堅社員(業種は問いません)		
定員	25名程度(応募多数時は抽選)		
費用	無料		
しめきり	平成26年11月4日(火)	電話/FAX/E-メールで氏名、連絡先を下記まで	
問合せ	滋賀県立高等技術専門校 草津校舎(担当:安田) Tel 077-564-3296 Fax077-565-1867 E-mail:yasuda-shigeru@pref.shiga.lg.jp		

企業の皆さまからの求人をお待ちしています!!

- 企業の即戦力となる人材を育成しています！
- 次代のものづくりをリードしていく若き技術者を育成しています！

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、求職者の方々の早期再就職と新規学卒者の就職の促進のため、ものづくりに関する技能と知識を習得するための施設を設置しています。

求職者を対象にした訓練では、企業ニーズにマッチした訓練内容により、即戦力になる技能と知識を持った人材の育成をしています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習訓練に重点を置き、基礎から応用までの段階的かつ体系的なカリキュラムにより、優れた技能・技術と豊かな創造力を兼ね備え、これからのものづくりをけん引していく人材の育成に努めています。

【こんな職種に合った訓練を実施しております】(随時、企業説明も受付中)

ビル設備管理、機械製図、機械加工、NCプログラミング、電気工事、設備工事、溶接、機械の組立・調節・保全、マイコン制御・保守管理、縫製、塗装、デザイン、販売、建築施工、自動車整備 等

お問い合わせ、求職者情報冊子などの請求はこちらまで！

滋賀県立高等技術専門校 (テクノカレッジ)

米原校舎 (テクノカレッジ米原) 〒521-0091 米原市岩脇 411-1 TEL 0749-52-5300

草津校舎 (テクノカレッジ草津) 〒525-0041 草津市青地町 1093 TEL 077-564-3297

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyoku/kyujin.html>

ポリテクセンター滋賀 (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター)

大津市光が丘町 3-13 TEL 077-537-1347 (訓練課受講者第二係)

<http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/jigyonushi/saiyo.html>

滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

ジョブ・カード制度とキャリアアップ助成金の説明会について

ジョブ・カード制度を広く周知するため、県内企業や事業主の皆さんを対象として同制度の概要やジョブ・カード普及サポーター企業の登録制度、有期実習型訓練、キャリアアップ助成金の活用についての説明会を開催します。

○開催日時、場所

日時：平成26年10月17日(金)
午後1時30分～午後4時30分まで
場所：ホテルニューオウミ
近江八幡市鷹飼町1481
電話 0748-36-6666

○内容

- ・ジョブ・カード制度とキャリアアップ助成金（人材育成コース）について
- ・キャリアアップ計画、訓練実施計画の作成について
- ・個別相談

○参加申込みについては、下記までお問い合わせください。

参加申し込み期限は10月10日(金)までです。

滋賀県商工会議所連合会 滋賀県地域ジョブ・カードセンター

〒520-0806 大津市打出浜2-29 SKホール Tel077-521-4711

長浜商工会議所 滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター

〒526-0037 長浜市高田町10-1 Tel0749-64-3001

事業所のみなさまへ!

内職求人募集を掲載しませんか?

滋賀県では、内職を希望される県民の方に向けて、内職に関する求人情報誌を毎月1日と16日に発行しています。(1月1日と8月16日を除く)

情報誌は滋賀県内のハローワーク、各市町などで配布しています。

また、県のホームページにも掲載しています。

HP:www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/naisyoku/naisyokujyohou

お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

内職専用ダイヤル **TEL.077-527-0450** FAX.077-528-4873

ZENROSAI NEWS

火災共済60周年 保障のことなら 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

広告

2514Z007

<お問い合わせ先>

全労済 滋賀県本部
(滋賀県労働者共済生活協同組合)

大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1
彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F

Tel. 077-524-6031
Tel. 0749-24-6605

【営業時間】 9:00~17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

労働委員会
だより

雇用のトラブルまず相談！「あっせん」をご利用ください

～10月は「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」です！～

☆あっせん制度とは？

労働委員会では、労働組合加入の有無に関わらず、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるようお手伝いする「個別労働関係紛争処理制度(あっせん制度)」を設けています。

☆あっせんの対象

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。

例えば、次のような事案があります。



(労働者)

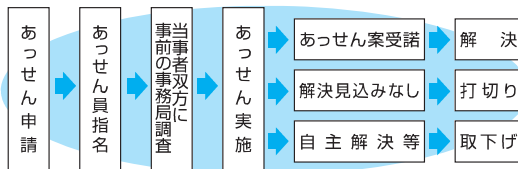
- ・突然、会社から解雇を言い渡されたが納得できない。
- ・採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

(使用者)

- ・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
- ・社員から高額な退職金を要求された。



☆あっせんの流れ



☆申請方法

当委員会事務局にあっせん申請書を提出してください。あっせん申請書は事務局で直接お渡しするほか、当委員会ホームページからダウンロードしていただけます。

※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。申請書は、郵送もしくは事務局へご持参ください。

☆事例の紹介

◇パワーハラスメントをめぐるトラブル

Aは、日本料理店に調理師として採用されたが、当初から使用者である料理長から度々激しい叱責を受けてきた。3年が経過した頃から料理長の叱責は一層激しくなり、Aは不眠や動悸、震えなどの症状に悩まされるようになった。出勤に対する肉体的・精神的苦痛が増す中、2か月後にAは店を退職した。

Aは店に対し、料理長の度重なる暴力行為などパワーハラスメントに対して、文書による謝罪の表明と慰謝料を請求するとして話し合いを求めたが、店はこれを拒否したため、Aはあっせんを申請した。

あっせんでは、使用者が、Aが仕事でミスが多く、それを叱責したことはあるが、けがをさせるような暴力はしていないので謝罪のつもりがないと主張するなど、労使間でパワーハラスメントの有無に関する認識やAの勤務態度に対する認識の差は非常に大きかった。

あっせん員は、事実の解明だけに固執することはあっせんの趣旨ではなく、事件の早期解決のためには一定の解決金および使用者からAへの何らかの意思表示が必要と考え、①解決金を支払うこと、②使用者は、これまでAに対して配慮に欠ける点があったことを認めて遺憾の意を表すことなどを内容とするあっせん案を労使に提示し、個別折衝の結果、あっせん案を双方が受諾し事件は解決した。

(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

☆中央労働委員会ホームページ「労働紛争の調整事例と解説」にもあっせん事例が多数掲載されていますので、参考してください。http://www.mhlw.go.jp/churoi/chyousei_jirei/index.html

無料労働相談会を開催します！

当委員会では、10月の「個別労働関係紛争処理制度(あっせん)周知月間」に合わせて、労使関係のトラブルに関する労働相談会を県内5会場で開催します。

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

開催日	時間	会場	所在地
10/7 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/14 (火)	13:00 ～16:00	大学・サテライトプラザ 彦根会議室	彦根市 大東町2-28
10/21 (火)	17:30 ～20:00	草津市立市民交流プラザ 5階小会議室4	草津市 野路1-15-5
10/26 (日)	13:00 ～16:00	アクティ近江八幡 1階会議室	近江八幡市 鷹飼町南4-4-5
10/28 (火)	13:00 ～16:00	滋賀県南部合同庁舎 1B会議室	草津市 草津3-14-75

※事前申込みが必要です。各相談日の前日(10/14、10/26の相談は直前の金曜日)の17時までにお申込ください。

※お問い合わせ、お申込みは下記の県労働委員会事務局まで

毎月第4金曜日には、「月例労働相談」も開催しています。

(ただし10月を除く。また12月の開催は24日)

開催時間：14:45～ 開催場所：滋賀県労働委員会室
お問い合わせは下記まで

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

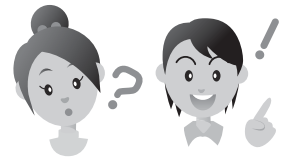
TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

『残業代』



現在、政府が成長戦略の目玉にすえた雇用改革の議論が行われています。週40時間といった労働時間規制の適用を除外し、給与を労働時間ではなく成果に応じて支払う働き方を新設することなどが議論されていますが、対象者の範囲や働き過ぎを防止するための労働時間の管理など、労使の意見が対立している課題もあり、今後の議論の推移が注目される所です。

そこで今回は、現行の「残業代(時間外手当)」について、再度確認してみることとします。

質問1

残業代(時間外手当)はどのように計算されますか？

回答1

一般に「残業」とは、所定労働時間を超えて労働した場合を言います。しかし、労働基準法(以下「労基法」)の時間外割増が適用になるのは、法定労働時間(原則1日8時間、1週40時間)を超えて労働する場合です。

法定労働時間を超えて労働した場合には、通常の賃金に加えて法律で定められている下記の割増賃金を支払わなければならないことになっています。

- ・法定労働時間を超える時間外労働の場合は25%以上
- ・休日労働が法定休日(週1回必ず与えなければならない休日)の場合は35%以上
- ・時間外労働が深夜(原則として午後10時～午前5時)におよんだ場合は50%以上
- ・法定休日の労働が深夜におよんだ場合は60%以上

(注1)就業規則等であらかじめ法定を超える割増賃金を支払うこととしている場合には、当該賃金を支払わなければ労基法第24条違反に該当することとなります。

(注2)現在、中小事業主(労基法第138条)の事業以外は、1ヶ月について60時間を超える法定時間外労働の割増率が50%以上となります。

また、所定労働時間は超えているが、法定労働時間は超えていない場合(「法定内残業」と呼ばれます)には、労基法上の割増賃金の規定は適用されず、就業規則や労働契約等において任意に定めることができ、それによって支給されることとなります。

質問2

残業代を15分単位で管理して、15分に満たない残業時間は切り捨てていますが、問題はありませんか？

回答2

このような運用をしている事業所も多いと思われそうですが、端数になるからと常に切り捨てることは法律違反となります。たとえ1分でも法定労働時間を超えた場合は割増賃金の支払いが発生し、賃金計算期間内の残業時間は積み上げて計算されなければなりません。

ただし、1ヶ月の残業時間数の合計に1時間未満の端数がある場合には、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは事務簡便上認められています(昭和63.3.14基発第150号)。

多額の未払いの残業代があった企業のニュースが新聞等で報道されましたが、残業時間は1分単位までしっかり把握して計算するようしっかりルールは守ってください。

また、パートやアルバイトなど正社員以外の方についても扱いは同じになります。

質問3

残業代を定額払いにすることはできますか？

回答3

あらかじめ残業時間を想定して、残業代を定額とすること自体は必ずしもただちに違法というわけではありませんが、企業は事前に何時間分なのかを明示し、決めた残業時間を超えて働いた時には、超過分の割増賃金を別途支払う必要があります。また、決めた残業時間に満たない場合でも定額支給額を減額できるものではありません。

滋賀県労働相談所 —労働に関する疑問・トラブルはありませんか—

電話番号 077-511-1402

0120-967164(フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日(平日) 10時～20時(12:30～13:30、15:00～15:15は除く)

月曜日～金曜日(祝日) 17時～20時

土・日曜日 10時～16時(12:30～13:30は除く)

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

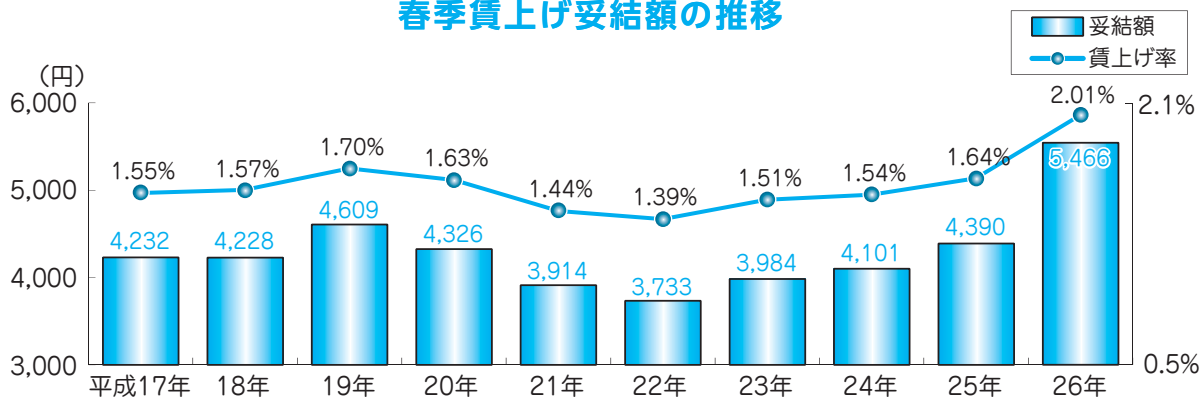
平成26年

賃金交渉調査の結果概要

春季賃上げ妥結状況（6月末時点）

県内民間労働組合の春季賃上げ交渉による賃上げ妥結額は、平成26年6月30日現在、全規模・全産業平均で5,466円となっており、賃上げ率は2.01%でした。前年同期に比べ額で1,076円上回り、率で0.37ポイント上回る結果となりました。

春季賃上げ妥結額の推移

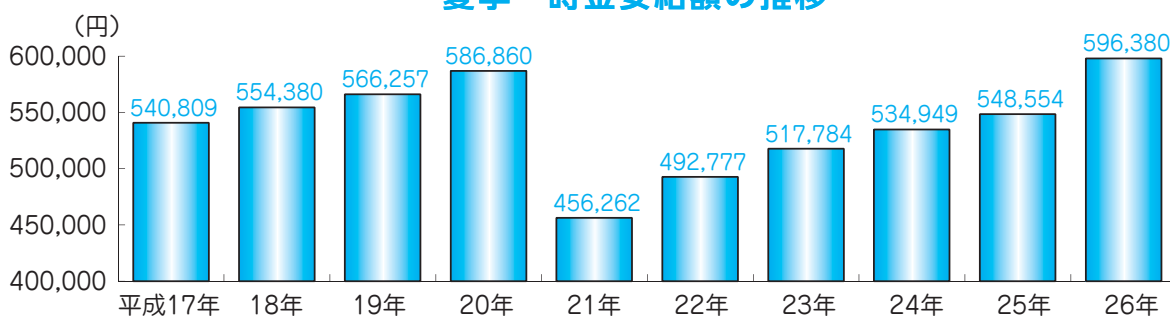


	全産業・全規模平均	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業	非製造業
平均賃金額(円)	272,089	251,301	281,342	269,853	274,627
妥結額(円)	5,466	4,611	5,847	5,532	5,392
賃上げ率(%)	2.01	1.83	2.09	2.05	1.96
前年妥結額(円)	4,390	3,271	4,906	4,521	4,297
前年賃上げ率(%)	1.64	1.32	1.76	1.69	1.58

夏季一時金妥結状況（7月末時点）

県内民間労働組合の夏季一時金交渉による妥結額は、平成26年7月31日現在、全規模・全産業平均で596,380円となっており、前年同期に比べて47,826円(8.72%)上回る結果となりました。

夏季一時金妥結額の推移



	全産業・全規模平均	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業	非製造業
妥結額(円)	596,380	457,023	654,894	609,642	582,804
前年妥結額(円)	548,554	422,542	599,722	566,638	528,496
前年同期差(円)	47,826	34,481	55,172	43,004	54,308
(対前年増減比, %)	(+8.72%)	(+8.16%)	(+9.20%)	(+7.59%)	(+10.28)

※平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年以降はすべての県内民間労働組合を対象に実施し、本年は春季賃上げ妥結状況、夏季一時金妥結状況のそれぞれについて237組合、257組合の有効回答がありました。

☆結果の詳細については、県労働雇用政策課のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>)をご覧ください。

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です!

滋賀県では、事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、「仕事と生活の調和推進会議しが」を設置し、職場や地域での実践、社会的気運の醸成等に取り組んでおり、11月を「仕事と生活の調和推進月間」と定め、県民一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を集中的に実施しています。

この推進月間の取組の一環として、今年度は「ワーク・ライフ・バランス推進講演会」を開催します。推進月間を契機に、職場でのワーク・ライフ・バランスの理解と実践を一歩先へ進めていきましょう。

【仕事と生活の調和推進会議しが 構成団体】

滋賀県商工会議所連合会／滋賀県商工会連合会／滋賀県中小企業団体中央会／滋賀経済同友会／一般社団法人滋賀経済産業協会／公益社団法人びわこビジネスマンビューロー／日本労働組合総連合会滋賀県連合会／滋賀県社会保険労務士会／滋賀子育てネットワーク／有限会社でじまむワーカーズ／特定非営利活動法人しみんふくし滋賀／生活協同組合コープしが／滋賀県市長会／滋賀県町村会／滋賀労働局／滋賀県

平成26年度 ワーク・ライフ・バランス推進講演会
「日本でいちばん大切にしたい会社」著者
坂本 光司氏 講演

ワーク・ライフ・バランス実践企業に学ぶ 経営者にとって本当に大切なものとは?

これから生き抜く企業の経営戦略として注目されている、社員とその家族の幸せを業績向上に結びつけるワーク・ライフ・バランス経営について、好事例を交えながらご講演いただきます。



■日 時：平成26年11月21日(金)
14:00～15:40

■場 所：コラボしが21
(大津市打出浜2-1)
3階 大会議室

■講 師：坂本 光司氏
(法政大学大学院政策創造研究科教授)

※詳しくは、滋賀県のホームページをご覧ください。滋賀県総合政策部男女共同参画課（下記）までお問い合わせください。

仕事と生活の調和推進会議しが事務局

滋賀県総合政策部男女共同参画課 TEL 077-528-3071
滋賀労働局総務部企画室 TEL 077-522-6648

産業保健に関する無料のセミナー・ 相談支援事業のお知らせ

滋賀産業保健総合支援センター（独立行政法人労働者健康福祉機構）では、厚生労働省からの運営費交付金・補助金により、以下を無料で実施しています。いずれも、本センターのホームページ上で申込み手続き等を掲載していますので、ご覧ください。

- ・産業保健関係者などからの専門的相談対応
- ・メンタルヘルス対策に関する専門家の事業場訪問によるアドバイスの実施
- ・産業保健スタッフ・労務管理担当者向けのセミナー

お問い合わせ先

滋賀産業保健総合支援センター

滋賀県大津市浜大津1-2-22

大津商中日生ビル8階

TEL.077-510-0770

<http://www.shiganpo.jp/05seminar/index.php>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873

<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp